# フェリー新規貨物・モーダルシフト等インセンティブ助成事業実施要綱

#### 1 目的

新規需要の開拓及び他モードからの乗り換え等により、フェリー秋田航路の利用促進を図るため、フェリーを利用して新たな貨物を輸送する場合、又は他の輸送手段から変更しフェリーを利用して貨物を輸送する場合の経費について、その一部を助成する。

#### 2 実施期間

平成29年4月1日から平成30年2月28日までの間

#### 3 対象事業者

フェリー秋田航路を利用して貨物輸送を行う運送事業者及び荷主等

#### 4 新規需要等の要件

- (1) フェリー秋田航路を利用し、新たな貨物を輸送する場合
- (2) 従前の輸送手段を変更し、フェリー秋田航路を利用し、貨物を輸送する場合

### 5 助成額

新規需要等に係るフェリー運賃等のうち、実施期間内にトラック等を5台以上輸送する場合、 1社当たり10万円を限度とし、かつ、予算の範囲内で助成する。

#### 6 申請等

- (1) 事業の申請は、様式第1号及び第2号により秋田県環日本海交流推進協議会長(以下「会長」という。) 〜提出するものとする。
- (2) 会長は、新日本海フェリー株式会社による新規需要等の要件の確認を行った上で、申請を受理するものとする。
- (3) 申請者は、事業を完了したときは、様式第3号を事業の完了の日から30日以内又は平成30年2月28日のいずれか早い日までに会長に提出するものとする。

## 7 その他

この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成29年5月25日から施行する。